(内閣府)

制	度名	コンセッション方式の導入に伴う償却方法の創設(事業権(仮称)の 事業期間以内での償却可能化)
税	目	法人税、所得税、消費税
要望の内容	の事式の方が条第二条 (の事業)	、公共施設の所有権を移転しないまま、民間事業者に対してインフラ等権(事業運営に関する権利)を長期間に渡って付与するコンセッション導入を検討中であるが、PFI法※第2条第5項に規定する選定事業者法第10条第1項に規定する事業計画又は協定に従って実施する同法第2項に規定する選定事業において、民間事業者に事業権を付与する場合該事業権を事業期間以内で償却できるよう要望するもの。間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
		平年度の減収見込額 +28 百万円 (制度自体の減収額) ( - 百万円)
新設・拡充又は延長を必要と	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	策目的 成長戦略において、「国、地方ともに財政状況が極めて厳しい中、必要 社会資本整備や既存施設の維持管理・更新需要に最大限民間で対応して く必要がある」「PFI制度にコンセッション方式(※)を導入し、… わせて、…民間資金導入のための制度整備…など、PFI制度の拡充を 11年に行う」「PFI事業規模について、2020年までの11年間で、少 くとも約10兆円以上(民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関 る法律施行から2009年末までの11年間の事業規模累計約4.7兆円の2以上)の拡大を目指す」とされている。)公共施設の所有権を民間に移転しないまま、民間事業者に対して、イ ンフラ等の事業権(事業運営・開発に関する権利)を長期間にわたって民間に付与する方式。 間資金等活用事業推進委員会「中間的とりまとめ」において、「民間の スクと経営努力を通じて、民間のリターンと国民・利用者の負担軽減を るため、コンセッション方式の導入を図る」とされている。 土交通省成長戦略において、「コンセッション方式における事業実施権、たとえば「事業権」等のように、対抗要件を具備し、民間の資金・ノ ハウが活用しやすい包括的な一つの財産権として位置づける」とされて り、「検討すべき制度改善のための施策」として当該「「財産権」の税 上の償却」が掲げられている。
す る 理 由	が 競 規投 業 そ 業者	策の必要性 しい財政状況の中で民間資金の活用を拡大し、真に必要な社会資本の新 資及び維持管理を着実に行っていくため、従来のPFI制度に基づく事 拡大するとともに、PFI制度の拡充を図る必要がある。 こで、PFI事業者による公共施設等整備事業を促進するため、民間事 が安定した管理運営を行うことができるよう、税制優遇措置を講じるこ 必要である。

		_, ,,	
	合理性	政策体系 における 政策目的の 位置付け	<ul><li>○政策分野 経済財政政策</li><li>○政 策 経済財政政策の推進</li><li>○施 策 民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む)</li></ul>
		政策の	OPFI事業規模について、2020年までの11年間で、少なくとも約10兆円以上(PFI法施行から2009年末までの11年間の事業規模累計約4.7兆円の2倍以上)の拡大。【新成長戦略】
今		達成目標	〇PFIを推進するための制度の見直しを行うことを通じて、2020年までの次の11年間で、従来と比較して少なくとも2倍以上の事業規模の拡大を目指す。 【民間資金等活用事業推進委員会「中間的とりまとめ」】
回		租税特別措 置の適用又 は延長期間 同上の期間 中の達成 目	
			PFI事業規模について、2020年までの11年間で、少なくとも約10兆円以上(PFI法施行から2009年末までの11年間の事業規模累計約4.7兆円の2倍以上)の拡大
要望		政策目標の 達 成 状 況	99 年末~09 年末(11 年間)のPFI事業規模(累計)は、約4.7 兆円と見込まれる。
に	有列	要 望 の 措 置 の 適用見込み	平成 23 年度 2 件
連		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	新たな制度であるコンセッション方式の、事業権(仮称)の 償却を可能とすることにより、コンセッション方式の利用が促 進され、PFIの推進に資する。
する		当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	PFI法に規定する選定事業者が取得する一定の公共施設等 に係る特例措置の拡充
項	相	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	新成長戦略に盛り込まれた、PFI事業規模の今後 11 年間での少なくとも約 10 兆円以上への拡大を推進するため、官民連携ファンド (PPPインフラファンド (仮称)) を創設し、国が呼び水としての資金を提供する。 (152 億円)
	当 性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	予算措置と税制措置が車の両輪として動くことにより、優良なPFI事業が創生され、財政負担の軽減に資する。
		要望の措置の 妥 当 性	コンセッション方式を活用するPFI事業を行う民間事業者においては、事業権(仮称)のために大きな投資を行うため、事業権を償却可能とすることはコンセッション方式の普及を図るために的確かつ必要。
I	<u> </u>	<u> </u>	l e e e e e e e e e e e e e e e e e e e

	1	
これまでの和	租税特別 措 置 の 適用実績	
税特別措置の適	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	
は用実績と効	前回要望時 の達成目標	_
項これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事	前回要望時からのでは、おいまでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	
これまでの 要 望 経 緯		初